ときは、其道々の書籍をみて、ことども思ひあきらめ、其才々にまかせて、其業どもを任しめられしなれば、このなごりなほ後世までもありて、諸道に史生を置るゝことゝなれり、史とだにいへば、書籍のかたにのみ拘れることゝ思ふは、漢風俗のこゝろうつしにて、こなたのさまにたがへり、本源は書讀むわざをしもいふことながら、各道に玄るしたるふみどものありて、其をしも見明めぬるを、わざとせることなれば、布美毘登の號はありし、履中朝廷四年秋八月辛卯朔戊戌、始於諸國置國史、記言事達四方志、とみえしものは、各國に史を置れて、其國の言事を記されし也、各道によりて、わざごとのかはれることなれど、夫をしも玄るしとゞむることは、文筆にかゝれることにあれば、漢土人のいとよく心得しわざにしあなればにや、姓氏錄諸蕃の氏々に此姓いと多し、神別の氏にはさらになく、皇別に垂水史、田邊史、御立史の三氏あるのみなり、史は漢土の官名をそのまゝに姓にせられしにもあらん

〔拾芥抄中本姓尸錄〕首オフト

〔釋日本紀二十一秘訓〕忌部首イムベノオフトカベ

私記曰、上讀於比止、下讀加宇倍、

〔古事記上〕速須佐之男命、〔略〕中〇嘆其足名椎神告言、汝者任我宮賀〇須之首。

〔古事記傳九〕首は、都加佐と訓るも誤にはあらねどなほ意毘登と訓べし、姓尸に某首と云をも然訓べし、私記にも忌部首、讀於比止とあり、書紀に三輪君子首、忌部首子首など云名を子人とも書るは、子の韻に意を含める故に、おのづから古毘登と唱へらるゝなり、元明紀に大津連意毘登と云人名を、元正紀聖武紀には首と書れたり、然るを意字登と訓は、旅人をたびうど、商人をあきうど、藏人をくらうど云、例の音便にて正しからず、古書を訓に、かゝる音便の言をまじふべきにあらず、又其字を布と書も、ひがことなり、此は比の通音にて、布と云にはあらざればなり、かゝる音便の言の假字はみな宇なり、さてこは本尊稱にて、大人の意なるべし、書紀に宇志を大人と書れたるも、漢文の方に取ては叶はぬ字なれば、此大人と意の同じき故に、移して書れしものなるべし、尊て云

首